平成 22 年 5 月 14 日

各　位

会　社　名　株　式　会　社　三　洋　堂　書　店
代 表 者 名　代表取締役最高執行役員　加藤　和裕
（ＪＡＳＤＡＱ　コード番号:３０５８）
問 合 せ 先　取締役執行役員総務部長　大野　平雄
（ＴＥＬ：　０５２－８７１－３４３４）

ストック・オプション(新株予約権)の付与に関するお知らせ

当社は、平成 22 年 5 月 14 日開催の取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条及び第 239 条に基づき、以下の要領により当社の従業員に対し、ストック・オプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、承認を求める議案を平成 22 年 6 月 24 日開催予定の第 33 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、新株予約権の具体的な発行および割当は、下記について当該定時株主総会において承認可決された後、当社取締役会の決議をもって決定いたします。

記

１．特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを必要とする理由

当社の従業員の業績向上へのインセンティブを高めるとともに優秀な人材を確保することを狙いとして、新株予約権を無償で発行するものであります。

２．新株予約権の内容

（１）新株予約権の割当ての対象者

当社従業員

（２）新株予約権の目的である株式の種類および数

当社普通株式 15,000 株を上限とする。なお、新株予約権の発行日以降に、当社が株式分割（株式無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点において行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×株式分割・株式併合の比率

また、上記のほか、決議日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は合理的な範囲で目的となる株式数の調整を行う。

（３）発行する新株予約権の総数

150 個を上限とする。なお、新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という。）は、100 株とする。ただし、前項（２）に定める株式の数の調整を行った場合は、新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数についても同様の調整を行うものとする。

（４）新株予約権と引換えに払い込む金銭

新株予約権と引換えに金銭を払い込むことを要しないものとする。

（５）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受ける株式 1 株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）における大阪証券取引所ＪＡＳＤＡＱ市場の当社普通株式の普通取引の終値の平均値に 1.05 を乗じた金額とし、１円未満の端数は切り上げるものとする。ただし、当該金額が新株予約権割当日の終値（当日に売買がない場合は、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合には、割当日の終値を行使価額とする。

なお、新株予約権割当日後、当社が時価を下回る価額で株式を発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により 1 株当たり行使価額を調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数は切り上げるものとする。ただし、新株予約権の行使の場合は、行使価額の調整は行わない。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{1 株当たり払込金額}}{\text{1 株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式中の「既発行株式数」からは、当社が保有する自己株式の数を除くものとし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

また、新株予約権割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

（６）新株予約権の権利行使期間

新株予約権の割当日から 2 年経過した日の翌日から 3 年間とする。

（７）新株予約権の行使の条件

①新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員その他これに準ずる地位にあることを要する。ただし、取締役会の決

議により特に行使を認められた場合はこの限りではない。

②その他の権利行使条件については、株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」および同契約に基づき取締役会が定める「新株予約権割当契約に関する細則」に定めるところによる。

（８）新株予約権の取得の事由および条件

①当社が消滅会社となる合併契約の承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約の議案もしくは株式移転計画書承認の議案につき、株主総会で承認されたとき（株主総会による承認が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされたとき）は、当社は、取締役会が別途定める日に、本新株予約権を無償で取得することができる。

②新株予約権の割当を受けた者が前項(7)に定める条件により、権利を行使する条件に該当しなくなった場合は、取締役会が別途定める日に、本新株予約権を無償で取得することができる。

（９）新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。

(10) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

①本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。

②本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前記①に記載の資本金等増加限度額から前記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(11) その他の新株予約権の行使条件

新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集条件を決定する取締役会において定める。

以上